

食品安全委員会第127回会合議事録

1．日時 平成18年1月19日(木) 13:58～15:01

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 ピラクロニル

(厚生労働省からの説明)

・食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正について

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬フロニカミドに係る食品健康影響評価について

(3) BSE関係飼料規制の実効性確保の強化について

(農林水産省からの報告)

(4) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

厚生労働省 伏見基準審査課長

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ピラクロニル」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 1 - 3 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正に係る食品健康影響評価の依頼について

資料 1 - 4 既存添加物 61 品目（63 成分規格）及び一般飲食物添加物 1 品目（1 成分規格）の成分規格案

資料 1 - 5 純度試験の見直し等を行う添加物一覧

資料 2 フロニカミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 3 B S E 関係飼料規制の実効性確保の強化について

6 . 議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第 127 回の会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席されております。

また、厚生労働省より藤井大臣官房参事官、伏見基準審査課長、農林水産省より杉浦畜水産安全管理課長が来られる予定ですが、杉浦課長は所用のため後から来られるそうです。

全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料の議事次第を御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「『ピラクロニル』の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 3 が「食品添加物公定書の改正に伴う『食品、添加物等の規格基準』（昭和 34 年厚生労働省告示第 370 号）の改正に係る食品健康影響評価の依頼について」。

資料 1 - 4 が「既存添加物 61 品目（63 成分規格）及び一般飲食物添加物 1 品目（1 成分規格）の成分規格案」。

資料 1 - 5 が「純度試験の見直し等を行う添加物一覧」。

資料 2 が「フロニカミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「B S E 関係飼料規制の実効性確保の強化について」であります。

お手元に資料全部ございますか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。資料1-1にありますとおり、1月13日付けで「農薬 ピラクロニル」について、1月18日付けで「食品添加物公定書の改正に伴う『食品、添加物等の規格基準』の改正について」厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請及び照会がありました。

初めに「農薬 ピラクロニル」について、厚生労働省の伏見基準審査課長よりしくお願いいたします。どうも御苦労様です。

伏見基準審査課長 よろしく申し上げます。

それでは、今、委員長の方から御紹介いただきましたように、資料1-1の一番頭にございますように、先般厚生労働大臣から委員長あてに、ピラクロニルという農薬に関しまして食品健康影響評価の依頼をさせていただいております。それにつきまして、概要を説明させていただきます。

資料1-2を御覧ください。「『ピラクロニル』の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」というものでございます。

まず「1.経緯」でございますけれども、ピラクロニルにつきましては、先般農薬取締法に基づく登録申請が農林水産省に対してあった旨、農林水産省から厚生労働省に対しまして、昨年12月21日付けで連絡をいただいております。これらにつきまして、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法に基づきまして、こちらの委員会に食品健康影響評価を依頼させていただくというものでございます。

「2.品目の概要」でございますけれども、本農薬は今般新規に申請された除草剤でございます。水稲への適用が申請されております。

FAO/WHOのJMPRにおいて、毒性評価はなされておりませんし、国際的な基準も設定されておりません。また、諸外国においても基準は設定されていないと承知しております。

そこに「構造式」を書かせていただいておりますけれども、ピラゾロ・ピラゾール骨格を有する含窒素の化合物でございます。

「3.今後の方向」でございますけれども、食品安全委員会の方で食品健康影響評価の結果をいただきまして、ADI値等を決定していただきました後に、薬事・食品衛生審議会におきまして、ピラクロニルの食品中の残留基準設定につきまして、検討を進めてまい

りたいと考えております。

よろしく願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御質問ございますでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会で審議することにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、次に「食品添加物公定書の改正に伴う『食品、添加物等の規格基準』の改正について」説明をお願いいたします。

伏見基準審査課長 それでは、引き続きまして説明をさせていただきます。

資料 1 - 1 ですと、2 ページ、3 ページということになりますが、昨日付けでございますけれども、厚生労働大臣から委員長あてに 2 つ文書を出させていただいております。

1 つは、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 項の規定に基づき、下記事項に係る食品健康影響評価について、御意見を求めるということでございます。

そこには、食品衛生法に基づきます食品、添加物等の規格基準、告示第 370 号というものがございますけれども、それにつきまして、以下の部分に関して改正を行うということでございます。

「1. 別紙に掲げる、既存添加物 61 品目に係る 63 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格を作成すること」ということと、「2. 別紙に掲げる、指定添加物 12 品目に係る 15 成分規格及び既存添加物 11 品目に係る 12 成分規格について、純度試験の見直し等の改正を行うこと」ということでございます。

若干資料の訂正がございまして、品目数を改めさせていただきたいと思っておりますけれども、1 つがこういった食品健康影響評価を依頼させていただくものでございます。

3 ページ目でございますけれども、これは同じく添加物の規格基準を見直しておりますけれども、3 ページ目の記として 1、2、3 がございますけれども、幾つかの添加物に関しましては、試験の操作性の改善でございますとか、精度の向上、あるいは試験方法から有害試薬を他のものに切り替える等の見直しを行いたいと考えております。

また、2 番目でございますけれども、あるものに関しましては、動植物、微生物の定義の明確化のために、学名を規格基準に付記したい。

3 点目といたしまして、IUPAC の名称や JIS 規格の番号を付ける、あるいは構造的記載方法や用語、用例の統一を行うといったことを考えております。

これらにつきましては、健康影響評価依頼という形ではなくて、健康影響評価を行うこ

とが明らかに必要でないとは御判断いただけないだろうかということで、照会をさせていただいているものでございます。

それでは、もう少し内容に関しまして、御説明をさせていただきます。資料 1 - 3 を御覧いただきたいと思います。

「1. 経緯」でございますけれども、食品衛生法に基づきます食品添加物の規格基準というのは、食品、添加物等の規格基準により告示されております。規格の名称で食品というのが入っていますのは、この規格自身が添加物の規格もありますし、食品一般の規格も含めておりますので、こういった名称になっております。

今般、食品衛生法第 21 条の規定に基づく食品添加物公定書の作成を目的として設置されました、第 8 版食品添加物公定書作成検討会におきまして、食品添加物公定書の作成に当たり、既存添加物の成分規格の新規作成、成分規格の国際的整合化および試験法の改良等、食品添加物の規格基準の改正を提案する報告書がとりまとめられております。

この報告書に基づきまして、厚生労働省にございます薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会におきまして検討が行われまして、この部会で提案された規格基準の改正を行うことを適当とする報告書がとりまとめられております。

まず、食品添加物公定書というものでございますけれども、実は食品衛生法第 21 条に規定がございまして、厚生労働大臣は食品添加物を作成し、第 11 条第 1 項の規定により基準または規格が定められた添加物及び第 19 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物につき、当該基準及び規格を収載するものとするという規定がございまして。

添加物につきましては、第 11 条等で規格を制定しておりますけれども、それを定期的に食品添加物公定書という形でまとめて、一般の方に周知をさせていただいているということでございます。これは昭和 35 年からそのような仕組みがございまして、1 冊しかございませんが、最終的にはこういった出版物、書物の形で世に出しております。大体 7、8 年に 1 回改訂をいたしております、直近では平成 11 年に第 7 版が出ております。今般、第 8 版の作業をしているという段階でございます。

また、資料 1 - 3 に戻っていきまして「1. 経緯」の第 3 段落でございますけれども、これを踏まえて、食品添加物の規格基準の改正案のうち、既存添加物の成分規格の作成、成分規格の国際的整合化等について、食品安全基本法に基づき健康影響評価を依頼するとともに、試験法の改良等に係る食品添加物の規格基準の改正について、食品健康影響評価が明らかに必要でないときに該当すると解することの可否について、照会をさせていただいているということでございます。したがって、要するに評価依頼をお願いしている

部分と評価依頼は必要でないということの確認をさせていただいている部分があるわけ
でございます。

「２．食品添加物の規格基準の改正の概要」の でございますけれども、健康影響評価
を依頼している部分について、次に御説明をさせていただきます。

１点目が「既存添加物 61 品目に係る 63 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1
成分規格を作成し収載すること」ということでございます。

既存添加物と申しますのは、平成 7 年に食品衛生法が改正になりまして、その時点で我
が国では既に使用され、長い食経験があるもの、天然添加物をリスト化したしまして、使
用、販売を認めているものでございまして、全部で 450 品目でございます。これにつきま
しては、食品添加物公定書に順次規格を制定して載せていくことといたしておりまして、現
在およそ 70 規格程度が食品添加物公定書に出ておりますけれども、今般これに新たに 63
成分規格を上乗せしたいと考えております。

一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格を作成し、収載することということでござい
ます。一般飲食物添加物といいますのは、一般に食品として飲食に供せられるものであ
つて、そのものが添加物として使用されるものということで、社会通念上食品であると思
えられるものを、そのまま添加物として使用するものと理解していただければと思いま
す。例えば、お菓子をつくるときに、オレンジジュースのようなものを着色目的で使用する
ようなケースは、一般飲食物添加物に当たるということでございます。

具体的にどのような規格を作成するのかといいますと、資料 1 - 4 を御覧いただきたい
わけでございますが、１ページめくっていただきますと「アカキャベツ色素」というもの
がございます。これは一般飲食物添加物でございます。

２ページ以降の「N - アセチルグルコサミン」から始まりますのが、既存添加物でござ
います。

この規格でございますけれども、実は現在どういう状態かといいますと、例えばアカキ
ャベツなどの場合ですと、厚生労働省から行政通知が出ておりまして、その中で既存添
加物に関しましては、名称とか別名、あるいは期限、製法、本質に係る記述がございま
す。期限、製法、本質では、例えばアカキャベツの場合ですと、アブラナ科キャベツの赤い葉
で、赤い葉より室温時弱酸性水溶液で抽出して得られたものであると。主色素は、シア
ニジンアシルグリコシドであるというような記述がございます。

具体的に純度の規定がどうであるとか、これは色素ですから色価が具体的な数字として
何％であるとか、そのようなスペックは規定されておられません。

今回この規格を制定するに当たりまして、1ページにございますように「色価」でございませうか「性状」「確認試験」「純度試験」といったものを整備いたしまして、よりこれに適合したものを流通させるということにしたいと考えておるわけでございます。

例えば、次のページをめくっていただきまして「N-アセチルグルコサミン」にも同じようなことが言えまして、N-アセチルグルコサミンですけれども、現時点で厚生労働省が出しております公的な通知で決まっておりますのは、キチンを塩酸で加水分解し、分離して得られたものである。成分は、N-アセチル-D-グルコサミンであるという程度の規定しかございませうけれども、2ページにございますように、今般「確認試験」「純度試験」「性状」「乾燥減量」「強熱残分」「定量法」等々を規定したいと考えておるものでございます。

同様のことで、既存添加物につきまして、資料1-4にあるような63成分規格及び一般飲食物添加物1成分規格について、規格を設定したいと考えておるところでございます。

健康影響評価をお願いしておりますもう一点が、資料1-3の一番下の2と書いたところでございますけれども、品目数は若干訂正がございますので、また改めさせていただきたいと思っておりますけれども、指定添加物に係る成分規格及び既存添加物に係る成分規格について、国際的な規格との整合化や流通実態の反映等を目的として、純度試験の見直しの改正を行うことということでございます。

これは具体的にどういう中身かといえますと、資料1-5、横長のテーブルを御覧いただければと存じます。資料1-5の一番頭のページでございます。

その上半分が「指定添加物」、下半分が「既存添加物」でございますけれども、「変更の概要」といたしまして、例えば一番上の「アルギン酸プロピレングリコールエステル」の場合ですと、FCC規格に整合化するというところで、エステル化度規格の変更とございます。FCC規格というのは、米国の公的な規格でございますけれども、そこで本品に関しましては、エステル化度というのが40%と規定されておりますので、現在の日本の規定ですと75%でございますけれども、それをそういった形に改めるということでございます。エステル化度といえますのは、本品の透明度に関連する値でございますけれども、現時点でエステル化度の低いものも、国際的には使われておりますということでございます。用途としては、増粘剤等に用いられるものでございます。

2つ目の「カルボキシメチルセルロースナトリウム」以下でございますけれども、JECFA規格との整合化ということで、重金属規格から鉛規格への変更というようなところがございます。重金属に関しましては、現行の規格でいいますと硫化水素による呈色反応

で、重金属全体として測っておるわけでございますけれども、そういった呈色試験ですので、小さい規格値を設けることが難しい。具体的には 10 ppm 以下にすることが難しいであるとか、金属によりましては呈色の薄いものがあるって、感度の悪いものがあるというようなことがございます。

今般調べましたところでは、J E C F A におきましては、基本的に原子吸光分析を用いるということと併せることで感度を上げるとともに、重金属試験一般ということではなくて、原子吸光光度法による個別金属の試験に基づき規格を設定するというようにしております。具体的には、このものの上から 2 番目の品目の重金属全般ですと、原子吸光光度分析を用いて更に感度を上げた鉛規格を設定しております。

J E C F A でそういう判断がなされておるわけでございますけれども、先ほど申し上げました私どもの方で検討依頼をしました検討会でも、個別の品目に関しまして、J E C F A でこういう規格が置かれているものに関しまして、日本でも同様のことが可能であるかどうかという部分を個別に検討いたしまして、必要なものに関して規定を変更しているということがございます。

そういったことで右の欄が「変更の概要」でございますが、それぞれそこに書いてございます。例えば「有害試薬の排除」ということで、純度試験を廃止しているものがございますとか、「D - マンニトール」の場合ですと、J E C F A 規格整合化ということで、検量線作成方法の変更、内部標準法を絶対検量線法に変更しているとかというようなことがございます。それぞれそこに簡単ではございますけれども、変更の概要を記載させていただいております。

ちょっとここで訂正を申し上げないといけないんですが、資料 1 - 5 の一番頭のページが健康影響評価依頼をお願いする試験法の見直し等の部分なんですが、実は 1 ページめくっていただきまして「亜鉛塩類」ということで「グルコン酸亜鉛」「硫酸亜鉛」というものが 2 品目ございまして、これは有害試薬の排除と右の方に書いてございまして、確かにシアン化カリウムを使っておる試験法を、シアン化カリウムを使わない試験法に変更するわけでございますけれども、このときに併せて重金属全体を測っておったものを、これも鉛だけの測定に変えております。したがって、これもカテゴリーからいいますと、1 ページ目の健康影響評価をお願いするというものに該当いたしますので、資料の訂正が間に合わず申し訳ございませんが、訂正をさせていただきたいと思っております。

もう一点同様の問題がございまして、同じ資料 11 ページ、後ろから 2 枚目でございますけれども「植物レシチン」というものが、上から 3 分の 1 ぐらいのところがございます。

植物レシチン、規格名レシチンというものがございまして、右のところですがけれども「水分規定を乾燥減量規定に変更（有害試薬の排除）」と書いてございまして、有害試薬の排除とあります。確かにこれもクロロフォルムを使っている試験法を、クロロフォルムを使わないようにするという変更もあるわけですがけれども、これも水分規定を乾燥減量規定に変更ということで、測定項目が違っているということで、1ページ目の健康影響評価をお願いする部分として、お願いしないといけないものであると思っております。

資料の整理が間に合わず、申し訳ございません。以上のようなところがございます。

健康影響評価をお願いする2点目は、1ページ目のようなところがございます。

資料1 - 3を1枚めくっていただきまして、といたしまして「『食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき』へ該当すると解することの可否について照会する事項」ということで、3点挙げております。

併せて、資料1 - 5の2ページ目以降を御覧いただきたいんですが、2ページ以降の横表の右半分で、1、2、3と縦カラムがございます。縦カラムの一番左側は「1．一般試験法、成分規格の変更」ということで、要するに試験の操作性の改善、精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替等を目的として、一般試験法及び各成分規格を改正したものといたしております。

先ほどちょっと申し上げましたような、例えばKCNを排除するとか、クロロフォルムを使えないようにするとかというようなものとか、あるいは上から3つ目ですと「試験法の変更（一般試験法『ガスクロマトグラフィー』の変更によるもの）」とありますけれども、ここは一般試験法で今まで3つガスクロの検出器が使えるとしていたところを、更に窒素・リン検出器とか、検出器の種類を増やしたりした規定でございます。そういったようなことがございます。

同じ資料のエクセルの横表の右から2つ目のカラムに「2．学名の付記」というのがございますけれども、これは規格の対象の添加物に関しまして、学名を付記しているということございまして、後半の10ページ、11ページ目以降に学名を付記したものについて、
を付けております。

一番右のカラムでございますけれども「3．記載方法等の変更」ということで、これはまずIUPACの命名法に基づく名称でございますとか、JIS、日本工業規格番号を付記すること、あるいは構造式の記載方法、用語、用例の統一を行うということでございます。

概要は以上のようなところでございます。

資料 1 - 3 に戻っていただきまして、今後の方針でございますけれども、食品安全委員会で食品健康影響評価、併せて食品健康影響評価を依頼しなくてもいいということに対する確認をいただいた後に、パブリック・コメントの募集でございますとか、W T O 通報を行いまして、薬事・食品衛生審議会におきまして、食品添加物の規格基準の改正について検討いたしまして、最終的には食品添加物公定書の第 8 版というものを策定いたしたいと考えております。

ちょっと長くなりまして、申し訳ございませんでした。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

本間委員 内容は理解できますが、実際にはここで出されてきた、仮に何かの定量法なり、こういうものは安全委員会が判断をするものなののでしょうか。それともそちらが出されてきたものはこれだといって、我々はそれに基づいたデータを判定するという立場に立つような気がするんですが、これは当方の仕事になるのでしょうか。

寺田委員長 事務局、お願いします。

國枝評価課長 規格基準を制定する場合に、食品安全基本法の中で、基本的には法定ということで諮問することになっております。ただ、今回は 2 つに分かれておりまして、明らかにその食品に健康影響がないというものについては、それを伺いという形でリスク管理官庁の方から聞いていただいて、そうであればそれでいいしょうという話と、もう一つは、規格の制定とかは健康影響評価ということで依頼があったわけです。これらについては食品安全委員会で評価をするという形になっております。

ただ、實際上、リスク管理機関側で詳細に規格基準の中味については検討されていきますので、やはり私どもが見るのは規格基準の制定とか、あるいは追加で、例えば今回純度試験とかが付いておりますけれども、そういったものがいわゆる人の健康に影響がないかどうかということについて、御判断をいただくということになるかと思えます。

ですから、精査、更に細かく調査をする場合であれば、専門調査会にかける必要があると思えますし、あるいは食品安全委員会の中で判断ができるようなものであれば、安全委員会の中で御判断いただくこともできます。従来、容器包装の件でこういう形がきたときは、食品安全委員会の中で御判断いただいて、問題がないだろうということでお返しした例もございます。

寺田委員長 よろしいですか。

本間委員 はい。

寺田委員長 どうぞ。

小泉委員 ちょっと純度試験のことで教えていただきたいんですが、J E C F Aでは純度試験というのは「重金属規格から鉛規格へ変更」と書いてあるんですが、日本の規格では、日本による検査法だと思うんですが、例えば1ページは鉛として40 ppm以下、2番目には鉛として8 ppm以下ということが書いてあって、恐らくこれは私の推測なんですが、トータルとして金属はどれぐらい入っているのかと。飛び抜けて高い場合はそれを分類して、例えば水銀とかいろんなものが入っているのではないかとということを探るために、2つの方法が書かれているのかどうかということです。

もう一つは、その次の2番目の「N - アセチルグルコサミン」の場合は、重金属と鉛と同じppmになっているんです。これは鉛として10 ppm以下で、下の鉛も10 ppmです。重金属と鉛のみの場合を同じ10 ppmでやる意味がよくわからないので教えてください。

伏見基準審査課長 まず、1点目のアカキャベツの方でございますけれども、J E C F Aで今回調査をいたしまして、重金属全体の規格から鉛の規格に変更しているものがございます。それにつきましては、先ほどの資料1 - 5の1ページに書いておりますところでございます、十数品目あるかと思えます。

J E C F Aの方は、そういう変更したものにつきまして、個別で規格ごとに判断をいたしまして、いろんな食品添加物、天然添加物でございますので、鉛による汚染というのは広く考えられるだろうということで、鉛の規格を調べて置いております。それ以外の重金属の規格を置くかどうかというのは、個別に判断をいたしまして、必要がある場合に置くという考え方でございます。

アカキャベツに関しましては、今回J E C F Aの方でそういった手当をしているものではございませんが、これに関しましては、重金属は硫化物として全部沈殿させまして、沈殿した総量を見るということでございます。鉛の方は、鉛としての原子吸光を見ております。これにつきましては、現時点で双方、要するに鉛以外の重金属の混入という可能性も排除できないということで、両方の規格を置いていくということでございます。

要するに、重金属と鉛の2段階の規定でございますけれども、先ほど申し上げましたように、重金属全体の方というのは硫化物としての沈殿ですので、感度が低いということで、鉛に関しまして、更に感度をよく測るという趣旨で鉛の規定を置いていく。2段階で置いておるということでございます。

寺田委員長 寺尾先生、規格基準に詳しいですね。ちょっと全体的な話をお願いします。

寺尾委員 2つ大きなポイントがありまして、1つは既存添加物の規格基準を決めるということ。もう一つは、純度試験を決めるということで、いずれにしましても、既存添加物というのは、昔から扱われてきて、安全性に何も問題がないという分類に入るもので、ここで規格を決めるからといって、特に安全性が緩くなるという方向に行くとは思えません。ですから、これはこれで結構だと思います。

純度試験の方につきましても、試薬をいろいろ変えて、重金属としての鉛を特定して測るとかということですから、これもこういうふうに変えていったらといって、特に安全性にマイナス面が大きくなるとはとても思えないので、私はこれでいいと思います。

ちょっと気になりますのは、まだ資料をもらったばかりでよく見ていないので、よくわからないんですけども、1つは資料1-4の41ページ「骨炭」というのがございますね。これが牛の骨を使うということなんです。

あと58ページの「タウリン(抽出物)」というのも、何かタウリンを哺乳動物の臓器から抽出することができるんですね。ですから、哺乳動物が牛であるということも可能であるということとです。

もう一つ「ヘム鉄」というのが85ページにありまして、これはヘモグロビンからタンパクを分解して、ヘム鉄を取ってくるんだという話で、これは牛の血液を使うという可能性もありますね。

そうしますと、牛というのは例のBSEの問題がありますので、私は知らないんですけども、多分これは通則か何かで一括して安全性の担保がされているのかもしれませんが。ですから、ここら辺のところ、例えば骨炭は焼くとき何度以上で焼くとかということを規定しなくていいのか。あるいはもう既にそういうのは通則でカバーされているのか。そこら辺のところを、今わかれば教えて頂きたいし、わからなかったらまた後ほどお教えいただければということとです。

伏見基準審査課長 今わかる範囲でお答えさせていただきますと、牛由来のものを原材料として使うものは、骨炭の場合はまさに牛と書いてございますし、タウリン、ヘム鉄についても牛のものが使われる可能性があるということとでございますけれども、現状の規制を申し上げますと、例えばと畜場法というのがございまして、そこでは平成16年の改正でございますけれども、牛の頭部、脊髄等は、要するに特定危険部位と言われているものは、焼却炉で焼却すること等により、衛生上支障のないように処理することと定められておまして、少なくとも国内の牛に関しましては、牛の頭部とか脊髄とかが市場に流通することは、そこで防いでいる。そういった可能性は排除されているということが言えると思

ます。

済みません。と畜場法の方は、平成 14 年の改正でございます。失礼しました。

今、申し上げております食品衛生法での添加物に関する一般則でございますけれども、添加物を製造し、または加工する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならないということございまして、特定牛といいますのは、BSE の発生国または発生地域において飼養された牛ということでございますので、現在こういった 2 段階の規制がかかっております。したがって、骨炭の原材料として、異常プリオンによって汚染された牛の頭部でございますとか、脊髄が用いられるということは、国内的には考えられないと思っております。

寺田委員長 先生よろしいですね。

寺尾委員 はい。

寺田委員長 今、言われたとおり、私も全体としていいと思うんですけども、大変ボリュームがありますので、今日見たところなので、また念のため各委員には資料を見ていただいて、来週にでももう一度質疑をさせていただくと。そういうことにさせていただいて、皆さんよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、次に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。農薬フロニカミドにつきましては、専門調査会における審議、情報意見募集の手続が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料 2 に基づいて御報告したいと思います。「フロニカミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

お手元の資料の 3 ページ目を御覧いただきたいと思いますが、そこに先ほど委員長の方から御報告がありましたように、昨年 12 月 15 日～本年 1 月 11 日まで、国民からの意見聴取を行いました。特にコメントはございませんでした。したがって、前回の御報告の形で確定をさせていただきたいと思っております。

先般、食品安全委員会で詳細な御報告をしておりますので、簡単に 4 ページについて御報告をしたいと思います。「要約」を御覧いただきたいと思っております。

フロニカミドについては、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施しております。評価に供した試験成績は、動物代謝、植物代謝、土壌中運命、水中加水分解、水中光分解、作物残留、土壌残留、急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、慢性毒性 / 発がん性、発がん性、2 世代繁殖、発生毒性、遺伝毒性試験などがございます。

試験結果からは、催奇形性、神経毒性及び遺伝毒性は認められておりません。発がん性試験では、マウスで肺線腫及び肺がんが認められましたが、発生機序は非遺伝毒性メカニズムであり、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。

各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験の7.32 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.073 mg/kg 体重/日を1日摂取許容量(ADI)と設定したものでございます。

なお、一番後ろのページに変更点というのが付いておりまして、両面でございますけれども、これは前回お諮りした以降に、パブリック・コメントはございませんでしたが、事務局の方で見直したところ一部訂正がございましたので、その変更点を付けさせていただいたものです。かなり間違いがございまして、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

これは、かなり多いですね。変更あるいは訂正のところ、よろしく願いいたします。それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、フロニカミドの1日摂取許容量を0.073 mg/kg 体重/日と設定するというところで、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。我が国におけるBSE対策に関わるリスク評価結果の中で、飼料規制の実効性確保の強化について述べることとされたところでございますけれども、本日は「BSE関係飼料規制の実効性確保の強化について」農林水産省から報告があります。

それでは、杉浦畜水産安全管理課長、説明をよろしく願いいたします。

杉浦畜水産安全管理課長 昨年5月に、我が国におけるBSE対策に係る食品健康影響評価について答申をいただきました。その中で、我が国の飼料規制に関する見解といたしまして、3点ほど御指摘を受けました。

「1 輸入飼料に係る交差汚染の防止」ということで、配混合飼料の原材料を届出事項に追加することにより、輸入飼料の原材料を把握した上で、独立行政法人肥飼料検査所による立ち入り検査を行うことなどは、輸入飼料の反すう動物由来タンパク質の混合防止対策を徹底する上で重要であるという見解をいただきました。

もう一点は「2 販売業者における規制の徹底」といたしまして、飼料規制の監視対象

に小売店を追加することにより、リスク回避措置として有効と考えられるという御指摘をいただきました。

「3 牛飼育農家における規制の徹底」ということで、検査指導体制を強化することにより、牛飼養農家における飼料の誤用、流用を防止し得るよう、都道府県での重点検査、指導事項の提示、調査結果の公表等によるBSE対策の遵守の徹底を図るべきであるという御指摘をいただきました。

3点について、本日中間報告をさせていただきます。こういった指導強化の結果につきましては、まとめ次第改めて御報告させていただきたいと考えております。

資料3に沿って御説明させていただきます。

まず「1 輸入飼料に係る交差汚染の防止」の関係でございますけれども、昨年6月30日に飼料安全法の施行規則を改正する省令を公布いたしております。周知期間を2か月置きまして、8月31日に施行いたしまして、経過期間1か月で届出をさせるというものでございますけれども、現在までに343業者から届出がなされております。具体的にどのような規則改正を行ったかということが、2ページと3ページに記載されております。

2ページの第70条の第3項でございますけれども「製造業者にあつては製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類、輸入業者にあつてはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類」を届出するように義務づけております。

次のページに、届出の様式が掲げてございます。飼料または飼料添加物の製造輸入または販売業者の届出事項といたしまして、左の下線部のところがございますように「輸入業者にあつてはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類」というものを追加しております。

また、最初のページに戻っていただきたいんですけれども、1の(2)でございますけれども、届出内容から輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来タンパク質が使用されていないということを確認するとともに、届出のあった輸入業者に連絡した上で、サンプルを独立行政法人肥飼料検査所で採取して、検査・分析を実施中でございます。年度内30点を目標に実施しているところでございます。

「2 販売業者における規制の徹底」でございますけれども、届出の対象となる販売業者に小売業者を追加しております。もう一度、資料の2ページを御覧いただきたいんですけれども、飼安法施行規則の第69条の2項で、届出義務の適用が除外される業者ということで、従来は右側ですけれども、飼料を消費者に対して販売することを業とする販売業者

については、すなわち小売業者については除外していたわけですが、改正後は「飼料の消費者に対し販売することを業とする販売業者であって、自ら生産した農産物を飼料として販売するものとする」ということで、通常の小売業者については、届出の適用除外から外しております。すなわち届出の対象としております。自ら生産した農産物を飼料として販売するものというのは、稲わらとかそういった業者は対象にしていない。稲わらを飼料として販売する業者については、対象としていないということでございます。

これにつきましても、6月30日に改正省令を公布して、周知期間2か月、経過措置1か月で実施しているところでございます。

2の「(2)小売業者を含む販売業者に対する飼料の混入防止のための監視・指導の徹底」ということで、都道府県に対して販売業者等における飼料の混入防止のための監視・指導の徹底を依頼しております。参考2、4ページ目でございますけれども、都道府県に対する通知を参考までに添付させていただいております。

5ページに「第2 重点検査・指導事項」について定めております。

具体的な重点検査・指導事項については、別紙1ということで6ページ目以降にございますけれども、販売業者につきましては、6ページの2の(1)のイにございますように、飼料の販売業者については、都道府県が立入検査等を実施することになっております。

重点検査・指導事項ということで、7ページ目以降にございますけれども、3の(3)で飼料等の販売事業場について、重点的に検査・指導すべき事項が定められております。

もう一度、1ページ目に戻っていただきまして、次に「3 牛飼育農家における規制の徹底」でございますけれども、これにつきましても、都道府県における指導・監視項目の明確化ということで、10月31日付けで通知を行っております。

先ほどの4ページ以降の通知の中の6ページに、重点検査・指導事項ということで、2の(1)のイでございますけれども、農家につきましても都道府県が立入検査を行うこととしております。

重点検査・指導事項につきましては、8ページの(4)に、使用者について重点的に検査・指導を実施すべき事項を定めております。

また、1ページ目に戻っていただきたいんですが、3の(2)でございますけれども、これは従来から地方農政局等において畜産農家の巡回、点検調査を実施しているわけですが、平成17年度におきましても、巡回指導の機会を利用した周知徹底を行うこととし、17年度につきましては、牛農家1,000件程度を実施することを指示しているところでございます。

具体的な指示の内容については、10ページ以降に参考3として示しております。

11ページの1のところに、対象となる農家の主要規模が記載してございます。乳用牛、肉用牛、それぞれ20頭以上というものを基準としております。

12ページに、各農政局、農政事務所等において調査対象とすべき農家の個数を掲げております。

こういう枠組みで飼料規制の強化を現在実施中ということでございますけれども、調査の結果等がまとめ次第、また改めて報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明、あるいは資料3に書いてございます記載事項に関しまして、何か質問とかございましたら、どうぞ。

中村委員 ちょっと簡単なことですが「1 輸入飼料に係る交差汚染の防止」の(2)で、年度内30点を目標に独立行政法人の検査所で検査・分析を実施中とありますけれども、343の業者から届出があっても、年度内に30というのは少ないような気がするんですけども、このサンプルとしては、そんなものですか。

杉浦畜水産安全管理課長 我が国に輸入されている飼料の量なんですけれども、年間10万トン程度でございます。このうち、輸入業者届出の内容から判断いたしまして、反すう動物由来タンパク質の混入し得る、いわゆる配合飼料とか混合飼料の割合は、あまり多くございません。一昨年12月にも食品安全委員会で御説明させていただいたんですけども、飼料検査所の検査能力を踏まえて、17年度については30点という目標を設定したところでございます。

18年度以降について、輸入業者に対して年間の輸入実績の調査を行うこととしておりまして、その結果を踏まえて、また改めて目標を設定したいと考えております。

寺田委員長 何かほかにもございませんか。どうぞ。

中村委員 今、結果がまとめ次第、また報告されるということですが、各都道府県に出した通達の中では、大体いつごろまでというのは一応あるんですか。

杉浦畜水産安全管理課長 3月にまとめるようにという指示を出したいと考えております。今年度分ですので、当然4月以降にとりまとめて、本省の方に報告されるということで、御報告できるのは今年7月、8月ぐらいになるのではないかと考えております。

寺田委員長 よろしいですか。

中村委員 はい。

寺田委員長 ほかにございませんか。

本日説明してもらった内容につきまして、輸入飼料の原材料の届出が義務化されるとか、リスク管理機関におきましては、国内の飼料規制の実効性確保が図られているものと考えます。今おっしゃいましたように、引き続き適切な管理をよろしく願いするとともに、併せて報告のほど、よろしく願いいたします。

また、この内容につきましては、本日開催されるプリオン専門調査会において、農林水産省から御報告をしていただき、専門家の立場から御議論していただければと思いますが、それでよろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、今の繰り返しになりますが、本件につきましては、プリオン専門調査会においても農林水産省から報告をお願いいたします。

そのほかに議事ございますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。以上をもちまして「食品安全委員会」127 会合を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては、1月26日木曜日14時から開催いたしますので、お知らせいたします。

また、25日水曜日14時から、企画専門調査会を公開で開催する予定としております。

また、本日15時30分から、あと30分後ですが、この会場でプリオン専門調査会を公開で開催することになっています。引き続き傍聴される方もいらっしゃると思いますが、会場設定の都合等もございますので、大変恐れ入りますが、あまり広いところではございませんが、一度会場の外に出ていただくようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。申し訳ございません。